

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月6日から平成29年8月21日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月1日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 城下 広作
 同 池田 和貴

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
知事公室 危機管理 防災課	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>(平成28年度の対応)</p> <p>当該事故を受けて、出張の際は、可能な限り財産経営課公用車を利用することとした。</p> <p>また、班長会議を通じて飲酒運転防止などの交通規則の遵守及び事故防止について職員への周知徹底を図った(7/27、11/29、12/27)。さらに、平成29年3月22日には、ビデオ及び職員を講師とした交通事故防止研修を行った。</p> <p>(平成29年度の対応)</p> <p>交通事故防止及び交通規則の遵守について、班長会議等様々な機会を通じ継続的に周知徹底を図っている。</p> <p>特に、事故防止策として、各職員が体調管理を十分に行い体調不良時は運転を控える意識づけを図っている他、総務部財産経営課の運転士が運転する公用車の活用、タクシーの借上げ等について周知している。</p> <p>また、飲酒運転撲滅や交通安全意識の高揚をテーマに課内研修会を12月22日に開催した。</p>
総務部 私学振興 課	<p>(職員の交通法規違反について)</p> <p>通勤中に司法処分相当の交通法規違反が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>交通事故防止や交通法規の遵守については、これまでも課職員に対して様々な機会をとらえて注意喚起を行ってきたところであるが、御指摘のあった平成28年7月の事案発生を受け、7月21日、27日の2回に分けて交通事故防止や交通法規遵守についての職員研修を行うとともに課例会において注意喚起を行った。</p> <p>今後も、課例会における注意喚起の取り組み等を継続するとともに、毎年行っている特定課題研修の「交通安全」を臨時職員を含めた全ての職員を対象に実施し、交通法規遵守の意識徹底と交通違反の防止に取り組んでいく。</p>

<p>総務部 税務課</p>	<p>(自動車税の課税誤りについて) 自動車税において課税誤りがあり、過徴収分を還付・返還している。 チェック体制の強化を図り、課税誤りの再発防止に努めること。</p>	<p>今回の自動車税課税誤り（小型三輪車に対して誤って四輪トラックの税率区分を適用）に係る県税システムのプログラムミスについては、6月末に改修を実施済み。併せて、同様のプログラムミスが他の車種にないかどうか確認済み。 これまで、税制改正で税率が変更された自動車を中心にサンプルチェックを行っていたが、今後は、税率判定の基準となる車種及び排気量又は積載量の全ての組合せ（約200パターン）でチェックを行い、再発防止に努める。</p>
<p>環境生活部 環境保全課</p>	<p>(補助事業の執行手続について) 水道事業施設整備事業について次の課題がある。 (1)平成28年4月1日、当該事業費として計上していた額を144,320千円上回る内示を受けたにもかかわらず、増額補正の予算要求を行っていない。 (2)年度当初に県の補助金交付要項を策定する必要があったにもかかわらず、平成29年3月まで策定せず、県から市町村への交付決定が遅延している。 予算の確保及び補助金の交付に係る事務においては、事務手続に遅延や漏れが生じることのないよう、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。</p>	<p>(1)予算不足に平成29年2月末に気付いたことから、早急に関係課と協議し、部内他課の既存予算から予算流用により、必要な予算を確保した。 今後は、国から内示があった時点で、担当と班長で予算の範囲内かを確認し、不足する場合は直近の補正予算に計上することとした。 (2)3月21日付けで補助金交付要項を策定し、3月22日に市町村へ補助金交付決定を行い、年度内に市町村への支払手続き等を完了した。 今後は、国の交付金要綱策定後、速やかに県補助金要項を改定することとした。 さらに再発防止策として、次の取組みを行うこととした。 ①組織的なチェックの徹底 ・新たに補助事業進行管理表作成、起案時に添付 ・課内ミーティングで予算、進行管理等について再確認 ・歳出整理表や事業点検表のチェックの徹底 ②予算・会計制度研修の充実 ・5月：詳細な実務研修 ・9月：不適正経理再発防止研修</p>
<p>商工観光 労働部 国際課</p>	<p>(委託業務に係る検査について) 国際観光振興促進事業委託について、観光パンフレット作成業務の一部が完了していないにもかかわらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま委託料の全額が支払われている。 契約書や仕様書等の関係書類に基づき、委託業務の内容について適正な検査を行うこと。</p>	<p>熊本県観光連盟に対して、委託業務を完遂（観光パンフレットの作成、納品）させた。 今後は以下の取組を再発防止策とする。 ①委託業務の確認を行う際には、現物の確認を徹底するとともに、他班の職員にも確認させる等、チェック体制を強化する。 ②再発防止を図るために、職員研修を充実・強化する。</p>

<p>農林水産部 農地整備課</p>	<p>(補助金の返還について) 単県担い手育成農地集積促進事業の実施要領において、事業主体である市町村は、償還期間の変更（繰上）により償還利息相当額に変更が生じた場合、県に報告するとともに、償還期間変更による差額分を返還することとなっているが、繰上償還を行ったにもかかわらず、市町村から報告等がなされてないため、時効により返還金が受入れできなかった事例がある。 補助対象者へ実施要領の内容を周知徹底するとともに、返還漏れがないよう適宜確認を行うこと。</p>	<p>監査での指摘を受け、補助事業の実施主体である市町村に対して、改めて実施要領の周知徹底を行うとともに、償還が完了していない地区においては、償還期間の変更（繰上）による利息額の変更の有無を、毎年度定期的に市町村に照会し、差額分の返還漏れが生じないように対応している。</p>
<p>農林水産部 森林保全課</p>	<p>(一般競争入札における入札手続の誤りについて) 治山工事の入札手続において、次の課題がある。 (1)阿蘇管内災害関連緊急治山事業第20号工事他合併において、3社が応札し、2社応札分に評価値の算定誤りがあり、落札者変更のため、入札を取り消している。 (2)阿蘇管内災害関連緊急治山事業（梅雨災）第51号工事他合併において、2社が応札し、1社応札分に評価値の算定誤りがあり、落札者変更となっているが、工事着手済みのため、契約を継続している。 (3)阿蘇管内復旧治山事業火山地域（補正）第5号工事において、5社が応札し、1社応札分に評価値の算定誤りがあり、落札者に変更はないが、評価値順位に変更がある。 (4)阿蘇管内復旧治山事業火山地域（補正）第16号工事において、4社が応札し、落札者及び評価値順位の変更はないが、1社応札分に評価値の算定誤りがある。 農林水産部建設工事総合評価方式ガイドラインに基づき、入札手続を適切に行い組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>平成29年7月に再発防止策をとりまとめ、次の事項を実施した。 ①「総合評価方式技術申請書評価値算定チェックリスト」を作成し、8月から運用を開始した。 ②「ダブルチェック体制」による算定の確認を実施（業務ライン以外の者による）した。 ③課長・審議員・課長補佐による課内の予備審査を行い、本審査会に臨むという、ダブル審査体制を執った。 ④出先機関の担当者を含む担当者会議における制度周知・研修や他の所属主催の研修会へ参加した。</p>

<p>土木部 住宅課</p>	<p>(職員による決裁の偽造について) 平成27～28年度にかけて、県営住宅入居決定等の事務処理において、自ら購入した上司名の私印を用いて、決裁を得たように偽造しているものが24件ある。 熊本県庁処務規程に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>決裁を得たように偽造された文書については、当該内容を全て点検した結果、決裁文書の内容について誤りはないことを確認した。 その上で、適正な事務処理が行われるよう、当職員の業務に関しては、事務処理の進捗状況や決裁後の起案文書等の確認を適宜班長が実施している。また、平成29年4月1日以降は、年度末に事務量が増える業務等については、他の職員に担当を変えるなど、事務分掌の見直しを行った。 さらに、班全体での情報の共有化や、班長及び総括補佐による事務処理確認の徹底により、再発防止を図った。</p>
<p>教育委員会 教育政策課</p>	<p>(時間外勤務手当の支給誤りについて) 平成26年度の時間外勤務手当について、次の課題がある。 (1)支給漏れがあり、平成28年度に追給処理している。 (2)過払があり、平成28年度に返納させている。 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則に基づき、適正な事務処理を行い組織的なチェックを行うこと。</p>	<p>支給誤りの件数及び実際の時間外勤務時間数を確認し、正しい時間数を給与主管課に報告した。その後、給与主管課において追給処理が行われ、職員による返納も完了した。 再発防止策については、毎月の事務処理内容の複数人によるチェック、その処理状況の確認を徹底するなど、組織的に取り組む体制を強化している。 また、教育庁内各所属へも注意喚起の通知を発出したほか、各種会議・研修会において時間外勤務に係る事務処理方法について周知徹底を行った。</p>

<p>警察本部 警備第一課</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による、毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って「教養」、「訓練」、「技能認定の審査」、「安全運転管理」、「意識啓発」、「事故発生後の対応」の6つの施策による交通事故防止対策を推進している。</p> <p>2 警備第一課の交通事故防止対策 (1) 監察課による事故当事者の招致教養及び課員への還元教養の実施 監察課による交通事故再発防止を目的とした事故当事者の教養、検討会及び運転訓練を受講させるとともに、その内容について、朝礼時に課員へのフィードバック教養を実施した。</p> <p>(2) 職員の意識啓発 交通事故発生による様々な影響を理解させるとともに、適時の指導指示を行い、職員の意識啓発を図っている。</p> <p>(3) 朝礼時教養の継続実施 朝礼時、幹部による具体的交通事故事例を用いた指導教養及び注意喚起を継続実施している。</p>
<p>警察本部 運転免許課</p>	<p>(委託料の支払遅延について) 庁舎清掃業務委託に係る委託料の支払が遅れ、遅延利息(69,900円)を支払っている。 支払手続においては、組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>適正経理に対する意識を高め、 ○新たに導入した支払チェック表の幹部等複数人による支払状況の確認 ○適正経理の重要性、報告・連絡・相談の徹底に係る指導教養の継続的な実施 ○担当職員の能力に応じた業務負担の適正配分 など、改善措置を実施した。</p>

監査対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
総務部 県政情報 文書課	<p>(個人情報保護の徹底について)</p> <p>最近メールの誤送信をはじめとする個人情報の漏えいが相次いで明らかになっており、県の個人情報保護に対する県民の信頼が揺らぎかねない状況になっている。</p> <p>個人情報の保護について、県では熊本県個人情報保護条例に基づき必要な施策を講じなければならないとされている。</p> <p>個人情報保護の重要性を改めて職員に認識させるとともに、個人情報漏えいの防止に向けた組織的な対策が確実に講じられるよう取り組まれない。</p>	<p>〈総務部県政情報文書課〉</p> <p>今年度はメールの誤送信等の個人情報漏えい事案が相次いで発生した。平成29年5月15日、9月8日及び10月12日付けで全所属に対し注意喚起文書を発出、各所属において再発防止策を徹底するよう通知するとともに、5月23日には全所属を対象とした「個人情報保護及び情報セキュリティに係る研修会」を臨時に実施した。</p> <p>また、7月から8月にかけて個人情報保護制度の研修を本庁及び全地域振興局で開催し（出席者約1,200人）、個人情報保護の重要性及び漏えいの防止等について職員の意識徹底を図った。</p> <p>更に、今年度は特定課題研修においても個人情報保護と情報セキュリティをテーマとして設定し、各所属における自主的な研修等の取組支援を行っているところである。</p> <p>今後も引き続き、研修等の機会を通じて個人情報の漏えい防止に取り組んでいきたい。</p>
企画振興部 情報企画課		<p>〈企画振興部情報企画課〉</p> <p>個人情報漏えい事案が発生した際には、これまでも全所属に総務部長・企画振興部長連名で文書を発出し注意喚起を行ってきた。</p> <p>今年度は、メールの誤送信事案が相次いで発生したため、平成29年5月15日及び9月8日付けで各所属において再発防止策を徹底するよう注意喚起文書を発出するとともに、5月23日には全所属を対象とした「個人情報保護及び情報セキュリティに係る研修会」を、8月から9月にかけては事案発生部署を対象とした「メールシステム操作研修会」を臨時に実施した。</p> <p>また、特定課題研修のテーマとして「個人情報保護と情報セキュリティ」を新規に設定し、各種研修会においても情報セキュリティに関する内容を追加するなど、各職場における自主的な取組への支援も行ったところである。</p> <p>更に、複数の相手先にメール送信する場合のTO、CC及びBCCの選択誤りによる誤送信を防ぐため、庁外へのメール送信時に宛先を強制的にBCCに変換するメールセキュリティシステムを構築し、平成30年1月20日に運用開始した。</p>

<p>農林水産部 農林水産政策課</p>	<p>(適正な経理処理について) 昨年度の監査結果に対する意見において、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業増の中で適正な事務処理が行われるよう改めて職員の意識の徹底を求めた。 しかしながら、本年度実施した監査においても、経理及び委託契約事務並びに工事契約事務において基本的な事務処理ができていない事例が依然として見受けられている。また、急増する工事契約に対応するため入札手続の見直し等の改善措置が取られているが、その内容等が関係者に十分理解されていないため、入札取消等の事例も発生している。 熊本地震からの復旧・復興に向けた事業執行が続く中、引き続き研修等を通じ、適正な経理・契約事務手続の周知徹底を図るとともに、組織的なチェック体制の強化やシステムの改善等の環境整備についても検討された。</p>	<p>〈農林水産部農林水産政策課〉 当部で発生した入札事務における誤りについては、発生防止のための手法として、評価値算定等事務作業に係る複数者による確認を行うとともに、部内各課・出先機関に対する注意喚起・制度周知を行った。 加えて、出先機関と比較して入札事務処理件数の経験が少ない本庁各課担当班長・担当者を対象として、工事入札・契約事務に関する研修を実施したところ。 今後も入札事務に限らず事務作業に誤りが発生しないよう、事務処理に関する知識の周知や組織的なチェックを行い、部全体で適正な入札事務を確保する取り組みを行っていく。</p>
<p>土木部 監理課</p>	<p>(適正な経理処理について) 昨年度の監査結果に対する意見において、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業増の中で適正な事務処理が行われるよう改めて職員の意識の徹底を求めた。 しかしながら、本年度実施した監査においても、経理及び委託契約事務並びに工事契約事務において基本的な事務処理ができていない事例が依然として見受けられている。また、急増する工事契約に対応するため入札手続の見直し等の改善措置が取られているが、その内容等が関係者に十分理解されていないため、入札取消等の事例も発生している。 熊本地震からの復旧・復興に向けた事業執行が続く中、引き続き研修等を通じ、適正な経理・契約事務手続の周知徹底を図るとともに、組織的なチェック体制の強化やシステムの改善等の環境整備についても検討された。</p>	<p>〈土木部監理課〉 入札契約制度における最低制限価格に関するミスの発生防止については、システムの改善とチェック体制の強化、周知の徹底という3つの観点から取り組みを行った。 1) システムの改善 ・最低制限基準価格の算定について、システムを改修し自動化の実施 ・間違いが起りやすい4工事2業種については進行管理システムから様式を出力し算定した結果と、自動計算結果を照合 2) チェック体制の強化 ・事業担当班長、事業担当課長、入札契約担当及び検算嘱託員が実施しているチェックの役割を明確化する ・4工事2業種については適切に計算が行われているか当分の間、土木技術管理課がチェックする。 3) 周知の徹底 ・出先機関長会議での取り組みを周知 ・最低制限価格算定に携わる事業担当班長に対し毎年4月に説明会を実施 ・事業担当課長及び入札契約担当への説明会を毎年4月に実施 ・積算担当者に対し、毎年8月に説明会で周知 4) その他 ・本年度の8月の制度改正に際しては、施行前に入札契約担当者への説明会を実施。 ・今後も新たな制度改正のたびに、速やかに入札契約担当者に対する説明会を実施する。</p>

出納局
会計課

※再掲

(適正な経理処理について)

昨年度の監査結果に対する意見において、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業増の中で適正な事務処理が行われるよう改めて職員の意識の徹底を求めたところ。

しかしながら、本年度実施した監査においても、経理及び委託契約事務並びに工事契約事務において基本的な事務処理ができていない事例が依然として見受けられている。また、急増する工事契約に対応するため入札手続の見直し等の改善措置が取られているが、その内容等が関係者に十分理解されていないため、入札取消等の事例も発生している。

熊本地震からの復旧・復興に向けた事業執行が続く中、引き続き研修等を通じ、適正な経理・契約事務手続の周知徹底を図るとともに、組織的なチェック体制の強化やシステムの改善等の環境整備についても検討されたい。

〈出納局会計課〉

会計課は、日々の業務において支出負担行為の確認や支出関係書類の審査を行うほか、毎年度会計事務検査を実施しているが、その中でも経理上の基本的な事務処理誤りがあることを確認しており、同様の問題意識を持っている。

このため、一昨年に研修体制を見直し、職位・職歴に応じた研修や契約及び収入等のテーマ別研修を導入するなど、より効果的な研修の実施に努めている。

また、会計事務検査や日頃の審査業務で問題となる事例があった場合には、単に誤りを指摘するのではなく、誤りの原因を分析し、再発防止に繋げるための指導や意見交換に重点を置くなど、より丁寧な対応に努めている。

さらに、会計情報誌の発行や会計事務ヘルプデスクの設置、会計事務ナビの開設等を通じて、会計事務にかかわる職員を多彩な形でサポートする体制を整え、適正な会計事務の執行の確保に努めているところである。

なお、事務処理の誤りの中には、単に経理事務上の誤り・チェック誤りというのではなく、業務の進行管理、組織運営上の問題と捉えるべきものもあり、管理職を対象にした研修等の際には、経理面も含めた適正な業務マネジメントに努めるよう要請している。

今後とも、研修や検査等を通じた指導・支援、サポート体制の充実に努めるほか、入札手続の見直し等の改善措置については、所管課と協力しながら周知徹底を図っていくこととする。

その他、地方自治法改正により今後導入されることとなる内部統制の制度設計を進めていく中で、関係所属とともに組織的なチェック体制のあり方等についても検討し、より適正な会計事務の執行の確保に繋げていく。

総務部
人事課

(人員管理及び業務見直しについて)
本県では、行財政改革大綱策定以来組織の再編・統合や職員数の削減が進められ、また、業務の改廃や外部委託等の取組も行われてきた。そのような中で、昨年の熊本地震発生後、復旧・復興に向けた業務量の増加等に対応するため、平成29年2月に定員管理の基本方針が策定され、効率的な組織運営に努められている。
しかし、依然として負担が大きい所属もあり、マンパワーの確保や業務に応じた職員の適正配置に努めるとともに、業務の継続の見直しや民間委託の活用等についても一層推進されたい。

熊本地震発生以来、全庁的に通常業務の見直し(休止、縮小など)を進め、震災業務を所管する所属への職員の重点配置を進めるとともに、正職員の採用に加え、他県からの派遣職員の受入や任期付職員の採用などを行ってきた。
今後とも、こうした取組みを継続し、震災業務に必要な人員の確保に努めていく。

- 他県派遣職員の受入状況
(H29年度) 事務：37 技術：75 計112
(H30年度) 事務：37 技術：82 計119
※要請数
- 任期付職員の採用
(H29年度) 事務：38 技術：37 計75
(H30年度) 事務：15 技術：37 計52
※予定
- 職員の重点配置
(H29年度)
本庁においては、「熊本地震検証室」「地域支え合い支援室」「企業復興支援室」を新設。出先機関でも「県央広域本部土木部」をはじめとして復旧・復興事業を加速化していくための組織体制を拡充した。
新設、拡充した所属に職員を重点的に配置した。
- 通常業務の見直しの徹底
熊本地震の発生以降、震災からの復旧・復興に向けた業務に最優先に取り組むため、通常業務の縮小、休止等行う旨、通知等で数次にわたり周知徹底を図った。
(H28年度)
4.21 「震災被害対応に係る各課通常業務の対応について」(課長)
4.26 「震災被害対応に係る各課通常業務の対応について」(部長)
4.29 「震災被害対応に係る各課通常業務の見直し及び職員数への影響について」(部長)
6.7 「震災対応に係る各課通常業務の見直しの徹底について」(部長)
6.13 「総務部長から各部長に対して震災対応に係る通常業務の見直しの徹底を要請」(庁議)
8.30 「年度後半に向けた業務及び執行体制の確認について」(部長)
12.13 「震災対応に係る各所属における通常業務の見直し状況について」(課長)
1.23 「各所属における通常業務見直しの方向性について」(部長)
(H29年度)
5.25 「各所属における通常業務の見直しの確実な実施について」(部長)